

当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要

2019年3月29日

NISSHA 株式会社

当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」に基づき、年に一度、取締役会の実効性を評価しています。この度、2018年度の実効性を評価しましたので、その概要について開示します。

1. 評価の方法

当社取締役会の実効性を評価するため、取締役(社内5名、社外4名)および監査役(社内2名、社外2名)に対してアンケートを実施しました。4回目の実効性評価となる今回は、アンケートの設計およびその結果分析において第三者である外部アドバイザーを活用することにより評価の客観性を確保しました。アンケートの設問は、以下のように取締役会の構成や運営、取締役・監査役の支援体制のほか、コーポレートガバナンス・コードが取締役に期待する役割、昨年度(2017年度)の実効性評価から導出された課題などを踏まえて設定されました。

<アンケートの設問>

(1) 取締役会の構成・運営、取締役・監査役の支援体制

(2) コーポレートガバナンス・コードが取締役に期待する役割

① 経営戦略や経営計画などの大きな方向性の提示とその進捗の監督

② 執行側が適切にリスクテイクできる環境の整備

③ 独立した客観的な立場から、執行側に対する実効性の高い監督

④ 内部統制やリスク管理体制の整備、その運用の監督

⑤ 株主・投資家との対話方針の検討・承認とその運用の監督

(3) 昨年度(2017年度)の課題

① 取締役会が決議した設備投資および企業買収に対して戦略的・財務的効果の検証を継続すること

② 重要案件については議題の要点やリスクにフォーカスした資料を作成することにより、さらに効果的な意思決定を行うこと

2. 分析結果および評価の概要

アンケートの集計およびその分析結果は2019年2月度の取締役会の報告事項として取り上げられ、議場では取締役会の実効性をより一層高めていくために建設的な議論が行われました。これらを踏まえ、当社の取締役会は、以下の点から取締役会が適切に機能しており、その実効性が確保されていると総括しました。

(1) 取締役会の構成・運営、取締役・監査役の支援体制について

- ・ 取締役会の資料は、議題の重要度に合わせて審議に必要な情報を整理・分析したうえで作成されている。

- ・ 議長は、議論の時間を十分確保するとともに、質問や意見など発言しやすい雰囲気作りを心掛けており、取締役会では予定調和ではない実質的で建設的な議論が行われている。

(2) コーポレートガバナンス・コードが取締役に期待する役割について

- ・ 取締役会は中期経営計画(3カ年)の策定、およびその内容を1年ごとに見直すローリングプランの策定において、経営環境や競争環境の分析、さらにはそれらの分析を踏まえた戦略の立案など、体系的かつ実証的な議論を展開している。
- ・ 代表取締役社長をはじめとする経営陣は株主や投資家との対話を重視し、積極的にIR活動を展開している。対話の内容は定期的にと取締役会にフィードバックされている。

(3) 昨年度(2017年度)の課題について

- ・ 取締役会が決議した設備投資および企業買収の戦略的・財務的効果の検証については、定期的な報告が定着している。
- ・ 重要案件にかかる資料は、要点やリスクをフォーカスしたものへと改善が進んでいる。

3. 今後の課題および改善に向けた取り組み

一方、今回の分析結果から、以下のような課題を認識しています。当社は、これらの課題への施策を通じて、取締役会の実効性をさらに向上させ、コーポレートガバナンスの一層の強化に努めます。

(1) 中期経営計画の進捗にかかる監督機能の一層の強化

- ・ 経営方針や中期経営計画の策定における議論は十分に行われているが、中期経営計画の進捗に合わせて事業領域が拡大するなか、取締役会の監督機能には一層の強化が必要である。企業買収の戦略的・財務的効果の定期的な検証は定着しているが、特に重要な海外子会社等については、現状よりも頻度を上げて取締役会で取り上げるなどの対応が必要である。

(2) 社外取締役への情報提供の充実

- ・ 従前より実施している社内の重要会議への出席や国内主要拠点への訪問に加えて、業務執行部門との交流の機会や海外の主要拠点への訪問を検討するなど、事業に関する情報提供の充実を図る必要がある。

(3) 取締役会での資料や説明のさらなる工夫

- ・ 取締役会に提出される資料や議題提出者の説明には着実な改善が認められるが、より有用な議論を引き出すために、網羅性とフォーカス性のバランスを考慮しながら、何を議論すべきかを明確にする工夫が必要である。

以上